

長野県市長会 知事との懇談会次第

平成28年11月25日(金)

13:00~15:00

ホテル国際21 3階 「千歳」

1 開 会

2 会長あいさつ

3 知事あいさつ

4 提案・要望及び意見交換

(1) 体育施設の整備等と国民体育大会の招致について

総務文教部会長 塩尻市長 小口 利幸

(2) 太陽光発電の適正な推進について

社会環境部会長 大町市長 牛越 徹

(3) ものづくり産業の振興と地域経済の発展について

経済部会長 東御市長 花岡 利夫

(4) 住宅の耐震改修工事に対する国と県の補助制度の拡充について

建設部会長 佐久市長 柳田 清二

5 閉 会

体育施設の整備等と国民体育大会の招致について

【総務文教部会】

国民体育大会は、広くスポーツを普及し、健康増進と体力の向上を図り、地方スポーツの振興と文化の発展に寄与するわが国最大のスポーツの祭典である。

長野県においては、昭和53年に「やまびこ国体」を開催したところであるが、その成功は県民に自信と誇りをもたらし、本県のスポーツ振興の大きな礎となった。

昨今、長野県体育協会などから長野県知事等に対し、2巡目国体の本県への招致が要望されているが、県内各市としても国体開催は地域の魅力の発信や地域経済への効果などが大いに期待できることから、歓迎するところである。

しかし、開催に必要な競技会場の多くは各市の所有する体育施設となることが予想されるが、これら体育施設は住民の健康増進や体力の向上、県内外からのスポーツ合宿による地域振興など広範な役割を担っているものの、その整備は各競技団体の公認も含め、所有者である市の負担となっている。

国体の招致・開催に当たっては、これら体育施設の整備等に対する県の支援策の創設を要望する。

太陽光発電の適正な推進について

【社会環境部会】

長野県は、日照時間が長く、太陽光発電設備の立地に適している一方で、森林の面積が約8割を占める山岳県である。太陽光発電設備は、建築基準法上の工作物には当たらないため、同法の規制はもちろんのこと、都市計画法の規制も受けず、土砂災害警戒区域内や同特別警戒区域内であっても設置についての規制がない。太陽光発電設備は住宅や工場等の建築物とは異なり、急峻な山林であっても設置が可能であるものの、パネルは雨水の流出係数が高く、降雨に伴い雨水流出量が増加することから、小規模な施設であっても防災や景観、環境面などで地域住民の安全、安心な生活を脅かすことが懸念されている。

長野県では昨年度、「長野県環境影響評価条例」を改正施行するなど大規模な開発行為を中心に規制を強化するとともに、条例等で対象とならない中小規模の開発行為についても、市町村担当者向けの対応マニュアルを作成したところであるが、今後、地域の健全な発展と調和のとれた太陽光発電事業を適正に推進するためには、県と市町村が連携し、用地選定等の計画段階から設置後に至るまでのフローや、留意事項などを明示したパンフレットを作成・配布のうえ説明会を開催するなどして事業者に十分周知し、事業者の自主的な取組を促すことが必要である。

ものづくり産業の振興と地域経済の発展について

【経済部会】

長野県では、本県への企業立地を促進し、雇用の確保と地域経済の発展を図ることを目的として「信州ものづくり産業投資応援条例」を制定し、県内に一定額以上の生産設備を取得又はリースし、かつ、一定数以上の常勤雇用者を新たに雇用した場合に、助成金を交付している。

平成25年度の県内総生産（名目）におけるものづくり産業（製造業）の総生産額（名目）は約25パーセントで、経済活動別の構成比では最も高く、この制度は大変意義あるものではあるが、現実的には、特に中小企業においては、新たな生産設備の取得が新たな雇用を伴わず、助成の対象とならないケースが少なくない。

企業が新たな生産設備を取得することで操業を継続し、雇用の確保や地域経済の発展にも繋がることから、新規常勤雇用者数や生産設備の取得価格など、県条例の基準に満たない企業のために独自の助成を行っている市もある。

現在の経済、雇用情勢や国、県、市町村等の役割分担等も踏まえながら、ものづくり産業の振興が地域経済の持続的発展と雇用の確保につながる更に効果的な制度となるよう再検討を要望する。

住宅の耐震改修工事に対する国と県の補助制度 の拡充について

【建設部会】

県内各市では、国の「住宅・建築物安全ストック形成事業」や県の「住宅・建築物耐震改修促進事業」と連携し、住宅の耐震化促進に取り組んでいる。

一昨年の神城断層地震や本年4月の熊本地震を受け、住宅所有者の耐震化へ自ら取り組もうという機運は高まっているものの、旧耐震基準で建てられた住宅の所有者には高齢者も多く耐震化は遅れている。

耐震化の進まない阻害要因の一つとして、費用負担が大きいことが考えられることから、今後、住宅の耐震化を一層推進するには、耐震改修工事に係る所有者の費用負担軽減を図るための支援制度の拡充が求められている。

近年の地震災害による住宅などの甚大な被害を踏まえ、更なる耐震化を促進するため、昨年度で終了した国の事業における住宅耐震改修工事補助に対し上乗せ加算を実施する緊急支援措置の復活と、県の事業における住宅耐震改修工事への補助限度額の増額による制度の拡充を要望する。